

第20回 定例総会議事録

|         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 令和7年11月10日（月）午後2時30分招集  |
| 2. 場 所  | 市役所本庁舎8階 大会議室   |
| 3. 出席委員 |   |
| 13名     | 1番 朝来野 清      2番 大野 功二      3番 平山 孝行<br>4番 齊藤 耕一      5番 秋吉 和行      6番 齊木 清範<br>7番 長尾 栄作      8番 脇 文夫      9番 筒井 昌一<br>10番 釘宮 修一      12番 森崎 智徳      13番 黒木 緑子<br>14番 村上 枝里 |
| 4. 欠席委員 |   |
| 1名      | 11番 堀 誠   |
| 5. 事務局  |   |
|         | 事務局職員 4名  |
| 事務局     | ただいまより第20回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。  |
| 朝来野会長   | (あいさつ)  |
| 事務局     | それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。   |
| 議長      | それでは、第20回定例総会を開会いたします。<br>本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。<br>次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。                                  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>議長</p>     | <p>(異議なし)</p> <p>それでは、議事録署名委員に8番脇委員さん、14番村上委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>   |
| <p>8番脇委員</p>  | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅から北西へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地のうち1筆ではイチジク、キュウリ、キャベツ、1筆ではサトイモ、サツマイモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地のうち1筆ではキュウリ、キャベツを、1筆ではナス、トマト、ジャガイモを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約33a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> |
| <p>議長</p>     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>   |
| <p>5番秋吉委員</p> | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北へ約670m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲</p>   |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>議長</p>    | <p>受人は、申請地においてスモモを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、ユンボ、耕うん機を各2台、トラクター、運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2.2haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| <p>議長</p>    | <p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>   |
| <p>8番脇委員</p> | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅から北西へ約750m の距離に位置した農地であり、現地はサトイモ、ミカン、ザボンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてブルーベリーを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機、糞摺機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約29a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> |
| <p>議長</p>    | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| <p>議長</p>    | <p>なければ、次の4番は、関連する12ページ 第4号議案 非農地証明願3番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いします。</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>12ページをご覧ください。今回、非農地証明願の申請者から3条許可申請が出ておりますが、申請者が所有する農地のうち1筆、耕作していない農地がありました。このままでは3条許可要件に抵触するため、非農地証明願の案件を先に審議していただきます。</p> <p>12ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2001年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> |
| 議長    | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |
| 議長    | <p>なければ、12ページ 3番について採決します。</p> <p>12ページ 3番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長    | <p>全員賛成ですので、12ページ 3番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして、2ページ 4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>   |
| 8番協委員 | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、賀来小中学校から北西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地はナス、オクラが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナス、キュウリ、オクラを栽培</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 議長     | <p>予定です。農機具は小型耕うん機、草刈機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約48a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| 議長     | <p>なければ3ページ 5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>   |
| 5番秋吉委員 | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるから北東へ約230mの距離に位置した農地であり、現地はトマト、ダイコン、タマネギ、ニンニクが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマト、ダイコン、タマネギ、ニンニクを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> |
| 議長     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |
| 議長     | <p>なければ、次の4ページ 1番は、関連する14ページ 第4号議案 非農地証明願 1番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いします。</p>   |

|        |   |
|--------|---|
| 事務局    | <p>14ページをご覧ください。今回、非農地証明願の申請者から3条許可申請が出ておりますが、申請者が所有する農地のうち1筆、耕作していない農地がありました。このままでは3条許可要件に抵触するため、非農地証明願の案件を先に審議していただきます。</p> <p>14ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1975年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> |
| 議長     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| 議長     | <p>なければ、14ページ 1番について採決します。</p> <p>14ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長     | <p>全員賛成ですので、14ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして、4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>   |
| 2番大野委員 | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、丹生小学校から南東へ約1kmから1.4kmの範囲に点在する農地であり、現地のうち1筆では水稻が栽培されており、2筆では保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>議長</p>     | <p>地のうち1筆では水稻を、2筆ではダイコン、ハクサイを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約72a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>                     |
| <p>議長</p>     | <p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>   |
| <p>2番大野委員</p> | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東高校から西へ約500m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてピーマン、オクラを栽培予定です。農具は鋤を2丁所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約0.9a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> |
| <p>議長</p>     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |
| <p>議長</p>     | <p>なければ5ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 9番筒井委員 | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から南へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は管理機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機、自走式草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約29aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> |
| 議長     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |
| 議長     | <p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>   |
| 9番筒井委員 | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてピーマンを栽培予定です。農機具はトラクター、マルチャー、動力噴霧器、肥料散布器を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約14aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>             |
| 議長     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 議長     | なければ6ページ 農地法第4条許可申請 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。   |
| 9番筒井委員 | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南へ約830mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>       |
| 議長     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| 議長     | なければ7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。   |
| 8番脇委員  | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から北西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> |
| 議長     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |

|        |   |
|--------|---|
| 議長     | なければ8ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。  |
| 6番齊木委員 | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校から南西へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、認可地縁団体が自治公民館として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>          |
| 議長     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| 議長     | なければ9ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。  |
| 9番筒井委員 | <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、土木事業を営む法人が資材置場及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> |
| 議長     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長  | <p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、10ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>別冊の資料をご覧ください。議案の件数が多いため簡略化してご説明いたしますが、一件、13ページから17ページ 30番について補足説明がございます。お配りした地図をご覧ください。</p> <p>こちらは、上横瀬地区の基盤整備に係る工期を示した地図で、左上のオレンジ色の部分が30番の申請地でございます。賃借料が10円となっている理由としましては、譲受人の法人は使用貸借権での契約を希望しておりましたが、使用貸借権から賃借権に変更するために所有者全員から同意を取る手続きが、今後、煩雑になるため、今回は10円で賃借権の契約をすることになったとのことです。</p> <p>ご説明した案件を含め、別冊の1ページ 1番から25ページ 15番まで、それぞれの案件を各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p> |
| 議長  | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| 議長  | <p>なければ、次の26ページ 16番は長尾委員さんの案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>(長尾委員退室)</p>  |
| 議長  | <p>では、事務局から報告をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>26ページ 16番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大内地区、尾津留地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、水稻、サツマイモを栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.2ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p> |
| 議長  | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>  |
| 議長  | <p>なければ、26ページ 16番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長  | <p>全員賛成ですので、26ページ 16番は承認することとします。</p> <p>では、長尾委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(長尾委員着席)</p>  |
| 議長  | <p>引き続き、報告は事務局からお願いします。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 別冊の27ページ 1番について地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。  |
| 議長  | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| 議長  | <p>なければ、次の27ページ 2番と28ページ 5番は大野委員さんの案件ですので、大野委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(大野委員退室)</p>  |
| 議長  | では、事務局から報告をお願いします。  |
| 事務局 | <p>27ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約42a となります。</p> <p>28ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p> |
| 議長  | ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。   |

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、27ページ 2番と28ページ 5番について採決します。<br/>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 議長  | <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、27ページ 2番と28ページ 5番は承認することとします。<br/>では、大野委員さんは着席をお願いします。</p>         |
| 議長  | <p>(大野委員着席)</p> <p>引き続き、報告は事務局からお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>別冊の27ページ 3番、28ページ 4番、29ページ 6番から31ページ 11番まで、それぞれの案件を地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p> |
| 議長  | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>   |
| 議長  | <p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、次の32ページ 12番は平山委員さんの案件ですので、平山委員さんは一旦、退室をお願いします。</p>                  |
| 議長  | <p>(平山委員退室)</p> <p>では、事務局から報告をお願いします。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>32ページ 12番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、木佐上五地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p> |
| 議長  | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| 議長  | <p>なければ、32ページ 12番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長  | <p>全員賛成ですので、32ページ 12番は承認することとします。</p> <p>では、平山委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(平山委員着席)</p>   |
| 議長  | <p>引き続き、報告は事務局からお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>別冊の33ページ 1番から47ページ 1番まで、再設定と配分権を含め、それぞれの案件を各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>   |
| 議長  | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>議長</p>     | <p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、採決した26ページ 16番、27ページ 2番、28ページ 5番、32ページ 12番を除く第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>      |
| <p>議長</p>     | <p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 農地基本台帳登載願について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>  |
| <p>3番平山委員</p> | <p>土地の表示、願人については議案の通りです。経過及び農地の状況です。申請地は、神崎小中学校から東へ約3.4kmの距離に位置しており、令和6年に願人が売買により宅地として取得しましたが、現在は畑として利用しています。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> |
| <p>議長</p>     | <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>次に、12ページ 第4号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p> <p>12ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1975年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから東へ約160mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化しており、面積が小さいことから農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1988年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南へ約440mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>13ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2005年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から北へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>14ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1976年頃から宅地の一部として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関中学校から南西へ約2.4kmの距離に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。</p> <p>15ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1992年頃から公衆用道路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は道路として利用されていました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> |
|-----|---|

|    |   |
|----|---|
| 議長 | <p>申請内容のうち2筆は2007年頃から耕作放棄により原野化しており、1筆は農業用倉庫、農業用駐車場、耕作地として利用していましたが、2007年頃から耕作放棄により原野化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流ひろばから北へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地のうち2筆は耕作放棄により原野化、1筆は農業用倉庫、農業用駐車場、耕作地として利用されていましたが、耕作放棄により原野化していました。</p> <p>16ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容のうち2筆は1997年頃から耕作放棄により原野化しており、1筆は1973年頃から宅地として利用しており、1筆は1973年頃から農業用倉庫として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南東へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地のうち2筆は耕作放棄により原野化、1筆は宅地、1筆は農業用倉庫として利用されてきました。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1986年頃から宅地の一部として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.9kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地の一部として利用されてきました。</p> <p>17ページ 5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1969年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、高田小学校から南へ約980mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されてきました。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
|----|---|

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>なければ、採決した12ページ 3番と14ページ 1番を除く第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長  | <p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次は、18ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>18ページ 農地法第3条許可申請報告です。前回の第19回定例総会で、譲受人が令和5年に大南地区で3条取得した農地を耕作していないというご意見がありましたので、許可保留となっております。その後、大南地区担当の齊木委員さん、和田委員さん、但馬委員さんと事務局で現地調査を行った結果、現地が3条取得した後に耕作されていないことを確認しました。また、譲受人に連絡して直接確認したところ、3条取得してから一度も耕作していない農地があることが判明しました。そこで、譲受人に許可ができない旨をお伝えしたところ、今回は取下げを行うということで、譲受人より取下げ願いが提出されました。</p> <p>19ページ 農地法第3条許可申請報告です。令和7年2月の第11回定例総会において農地の競売・公売買受適格証明願で審議していただき、適格証明を発行した法人が、公売で落札し農地を取得した旨の報告です。</p> <p>20ページから22ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で4件出ています。</p> <p>23ページから24ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で4件出ています。</p> <p>25ページから27ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で34件出ています。</p> <p>最後は、28ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で3件出ています。</p>                               |
| 議長      | <p>18ページの農地法第3条許可申請報告ですが、譲受人は納得したうえで取下げをしたと思いますが、今後、同様の案件が出てきたときは、きちんと確認をお願いしたいと思います。</p>   |
| 事務局     | <p>はい。今回のように、他の地区での案件は地区審議会ではわからない部分もありますので、定例総会場で活発なご意見をいただけると有り難いと思っております。</p>  |
| 議長      | <p>他に、ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>   |
| 7番長尾委員  | <p>今耕作していない大南地区の農地の今後の予定はどうなっていますか。</p>   |
| 事務局     | <p>譲受人に窓口にお越しいただきお話ししましたが、新たに申請予定の農地については、既に3条取得している農地をすべて耕作してからでない<br/>と受付ができない旨をお伝えしました。そして、3条取得している農地は、必ず耕作してくださいとお願いしております。</p> |
| 12番森崎委員 | <p>今回の場合、申請者が3条許可要件に抵触しているため、新たな3条申請ができないということでしたが、たとえば、申請者の息子が、新たに3条申請で農地を取得して耕作したいというときはどうなりますか。</p>                              |
| 事務局     | <p>同一世帯の場合は同じ方と考えますが、親子関係だとしても、世帯が分かれている場合は、別の方の案件として考えます。</p>  |
| 12番森崎委員 | <p>世帯が分かれているとは、何を基準に考えますか。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 事務局     | 住民票を基準に考えます。   |
| 12番森崎委員 | 住民票が分かれているが、同居している親子の場合などはどうなりますか。   |
| 事務局     | 世帯で考えますので、基本的には世帯が別であれば、3条申請を受け付けます。   |
| 12番森崎委員 | わかりました。  |
| 議長      | <p>今後も色々な問題が出てくると思いますが、現地調査等で適正に判断をしていただき、皆さんにご協力いただきながら農地を守っていきたいと思います。また今回のような議案が出たときは報告をお願いします。</p> <p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| 議長      | その他協議事項について事務局から何かありますか。   |
| 事務局     | 議案についてはありませんが、閉会後に農業委員会だよりの検討委員会等、協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしくお願ひします。   |
| 議長      | <p>それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>これで第20回定例総会を閉会します。</p>   |